【令和5年度　様式】

令和５年度　市民部　行政運営方針

Ⅰ　市民部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	22　低炭素・循環型社会	1　環境負荷の低減
2		2　ごみの減量化
3		3　廃棄物の適正な処理
4	23　自然環境・生活環境	1　豊かな自然環境の保全
5		2　快適な生活環境の保全
6	25　生活・安全	1　交通・防犯体制の充実
7		2　市民相談・消費者保護の充実
8	26　地域防災	1　災害に強いまちづくりの推進
9		2　消防力の充実・強化
10	29　都市づくり	1　都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
11	33　住宅・住環境	1　空家等対策の推進
12	36　地域自治・コミュニティ	1　地域コミュニティへの支援
13	41　行政運営	3　行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

重点方針No.1	政策分野22	低炭素・循環型社会	施策１	環境負荷の低減
	重点方針 －施策の方向性－	快適で豊かなくらしと「ゼロカーボンシティ会津若松」を実現できるよう、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和のとれたライフスタイルを実現します。		

【重点的取組】

①　市域における省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進

ゼロカーボンシティ会津若松の実現を目指し、市民・事業者と一体となり地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に取り組みます。

また、地域の脱炭素化を積極的に進めていくため、国の環境施策の一つである「脱炭素先行地域」に取り組んでいくとともに、事業者等と連携しながら水素利活用の普及拡大にも取り組みます。

再生可能エネルギー発電施設設置に伴う開発については、自然環境や生活環境の保全に配慮し、市民理解を得ながら進めていくよう、事業者への助言等を行います。

②　市役所での省エネルギーや再生可能エネルギーの導入

ゼロカーボンシティ会津若松宣言及び、国が定めた政府実行計画に準じて策定した「第４期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」に基づき、市が率先して脱炭素化に取り組むため、燃料電池自動車を導入し、各種イベントにおける啓発等で活用していくとともに、「脱炭素先行地域」への取組とあわせて、電気エネルギーを用いた設備・車への転換、より高効率な設備への転換、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を進めます。

③　地球温暖化防止に向けた環境意識の高揚

ゼロカーボンシティ会津若松宣言に基づき、地域全体で温室効果ガスの排出量削減に取り組むなど、環境への負荷低減を推進するため、第３期環境基本計画の策定に向けた取組の中で、家庭版、事業所版、学校版などの環境マネジメントシステムのあり方や実施方法などについて検討し、計画へ反映していくとともに、環境教室、環境フェスタ、環境大賞などの環境啓発事業の展開や、少子化対策等の視点を取り入れた住宅用太陽光発電システムや電気自動車等への補助金交付をとおして、環境意識の高揚を図ります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　環境基本計画推進事業／環境生活課／135万円
②　再生可能エネルギー推進事業／環境生活課／171万円
③　地球温暖化対策推進事業／環境生活課／1,009万円

【部局間連携】

①　市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの2030年度までの半減目標の達成に向け、環境管理委員会の管理の下、環境マネジメントシステムにより全庁的に省エネルギーや資源循環等に取り組みます。
②　第３期環境基本計画の策定について、全庁的に検討を進めていくとともに、ごみの減量を担当する廃棄物対策課や森林行政を担当する農林課などの関係所属との連携に努めます。
③　地球温暖化防止対策や災害対策として、公共施設の新規建設・改修にあたっては、施設所管課及び公共施設管理課と連携しながら、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー型の設備導入を図るとともに、新庁舎建設を担う企画調整課、庁舎や公用車の管理を行う総務課、防災を所管する危機管理課などと、電気自動車や充電設備の導入・活用を検討します。
④　再生可能エネルギー事業に伴う開発については、庁内連携を強化し、規制の周知や市民の皆様の安全・安心の確保など、事業者への助言等を行います。

【市民協働・官民連携等】

①　事業者等の温室効果ガス排出量削減に向け、「脱炭素先行地域」等への取組の中で、区長会や関係団体、市内の各種事業者と情報･意見交換を行い、連携しながら再生可能エネルギーの利用や電気自動車等のさらなる普及促進を図ります。
②　会津若松商工会議所や市内エネルギー事業者等と連携しながら、水素の導入及び利活用について検討していきます。
③　環境フェスティバルの開催により市民団体等と協働で環境活動の発表等を行い、環境意識の高揚を図ります。

重点方針No.２	政策分野22	低炭素・循環型社会	施策２	ごみの減量化
	重点方針 －施策の方向性－	循環型社会の実現に向けた３Ｒの取組の中で、そもそもごみが発生しないライフスタイルを目指し、２Ｒ（リデュース、リユース）を重点的に推進していきます。また、リサイクルを継続して行うことにより、資源の有効利用とごみの最終処分量の減量化を図ります。		

【重点的取組】

①　令和７年度に向けた燃やせるごみ減量のための取組

会津若松地方広域市町村圏整備組合の新ごみ焼却施設の整備に合わせて設定した令和７年度燃やせるごみ排出量の目標「年間29,983トン（１日あたり82.1トン）」の達成に向け、緊急減量化対策として「全市一斉ごみ減量運動」等を実施することにより、分別による資源化促進と燃やせるごみの減量に取り組みます。また、本市の生活系・事業系可燃ごみの実態を把握する組成分析や団体等と連携した事業系ごみの適正排出に取り組むとともに、ごみ減量施策の１つとして、ごみ処理の有料化についても検討し、低炭素・循環型社会の実現を目指します。

②　３Ｒ（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再資源化）の推進と、ごみの出ないライフスタイルの実現

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、令和７年度の基本目標「１人１日あたりのごみ排出量970g」の達成に向け、ごみ総排出量の削減効果が期待できる「生ごみ類」について、生ごみ処理容器等の購入を支援するごみ減量化事業補助金を継続するとともに、家庭での３キリ運動（食材の使いキリ、食品の食べキリ、生ごみの水キリ）等の周知や、自作できる消滅型生ごみ処理容器「キエーロ」の普及活動を行うことで、生活系ごみの減量を図ります。加えて、「3010運動」への協力要請や「エコ料理教室」の開催などにより、無駄のない生活への意識啓発を、市民の皆様、事業者の方々と、市が一体となって取り組んでいきます。

また、ごみの出ないライフスタイルの実現に向けて、資源物集団回収を行う町内会や子ども会、３Ｒに取り組む民間事業者や市民団体、個人の方々と連携していきます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　緊急減量化対策事業／廃棄物対策課／540万円
②　分別資源物回収事業／廃棄物対策課／2億9,391万円
③　ごみ減量化推進事業／廃棄物対策課／1,838万円
④　学校給食生ごみリサイクル事業／廃棄物対策課／887万円

【部局間連携】

①　教育委員会と連携し、学校給食等で発生する生ごみを堆肥として再資源化します。また、希望する小中学校に堆肥を無償提供することで、環境や循環型社会の実践教材として活用します。

【市民協働・官民連携等】

①　ごみ情報紙の発行や18地区区長会におけるごみ分別・減量説明会の開催、ごみステーションでの立会い・排出説明等の活動を行う「全市一斉ごみ減量運動」を通して、市民の理解と協力を得ながら、燃やせるごみ削減に取り組みます。
②　「事業系ごみガイドブック」を活用した事業系ごみの適正排出について、団体や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携しながら取り組みます。
③　生ごみ、紙くず、木くず等を原料としたバイオガス発電を計画している事業者の課題検討に協力していくことで、本市の燃やせるごみの減量につながる可能性を把握していきます。
④　ごみの見える化や分別意識の向上に向けてAiCT入居企業との協業、連携を進めます。
⑤ 市民・消費者団体・事業者が連携してリデュース、リユース、リサイクルに取り組む３Ｒ運動推進会議を通じ、官民が連携したごみ減量化を推進します。
⑥　奨励金の交付や無理のない活動方法などの助言により、資源物回収実施団体の活動継続を支援するとともに、新たな実施団体の創出に向けて、集団回収の意義や利点などを幅広く広報します。

重点方針No.3	政策分野 22	低炭素・循環型社会	施策３	廃棄物の適正な処理
	重点方針 －施策の方向性－	廃棄物の収集運搬の充実、広域的な廃棄物処理及び廃棄物処理施設の高度化などの取組により、効率的な廃棄物処理を推進します。		

【重点的取組】

①　廃棄物収集運搬体制の充実

良好な生活環境の維持のため、生活系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）や、し尿の安定的な収集運搬体制を維持するとともに、市内の一斉清掃により排出される川ざらい土砂について、適正に処分します。

し尿くみ取りについて、事業者への支援や適正な清掃手数料の検討など、安定的な運営を図る取組を進めていきます。

②　災害廃棄物の適正、円滑、迅速な処理に備えた取組

災害廃棄物処理計画や初動対応手順書に基づき、市民の皆様や事業者の方々への周知、職員をはじめとした関係者の訓練など、迅速な初動対応のための平時の取組を進めていきます。

③　プラスチック使用製品廃棄物への対応の検討

プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化について、軟質プラスチックは、会津若松地方広域市町村圏整備組合と開始時期や対象品目等の詳細について協議するとともに、委託業者との調整や市民の皆様へのわかりやすい周知により、円滑に導入できるよう準備していきます。

④　新たな廃棄物処理施設の建設計画への参画

令和 12 年度に稼働予定のマテリアルリサイクル推進施設など、会津若松地方広域市町村圏整備組合が整備する新たな廃棄物処理施設の検討に参加し、施設のあり方や規模、財政負担等について協議していきます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　廃棄物収集運搬処理事業／廃棄物対策課／　3 億 8,070 万円
②　し尿くみ取り事業／廃棄物対策課／1 億 7,169 万円
③　会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業負担金
　／廃棄物対策課／11 億 6,032 万円

【部局間連携】

①　毎年度、災害廃棄物処理に関する業務分担表や緊急連絡網、仮置場候補地リストなどを更新することで、庁内の連携体制を更新し、発災時の迅速な対応に備えます。

【市民協働・官民連携等】

①　災害廃棄物処理について、市の総合防災訓練の機会を通して、協定締結団体や社会福祉協議会等と連携し、仮置場設置やボランティアとの連携などを訓練します。

重点方針No.4	政策分野 23	自然環境・生活環境	施策１	豊かな自然環境の保全
	重点方針 －施策の方向性－	自然環境の保全に関する意識啓発を行うとともに、様々な主体と環境保全につながる取組を推進します。		

【重点的取組】

①　野生生物生息環境の保全

野生生物の生息環境調査や生息情報の把握に努め、自然環境教室の開催や市政だより・ホームページ等による身近な生き物の紹介により、生物多様性保全の啓発を行うとともに、野生生物の生息状況調査について、野生生物等に関連する各種団体や学校等と連携し、GIS を活用した効率的な調査方法等について検討します。

また、近年増加している再生可能エネルギー事業に伴う環境影響評価の手続きにおいては、事業者へ生息環境等への配慮を要請するなど、野生生物生息環境の保全に努めます。

②　猪苗代湖等の環境保全の推進

ｐＨの上昇により水質悪化が懸念されている猪苗代湖において、県や流域市町村をはじめ、関係団体で構成される猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会や猪苗代湖岸の３市町で構成される猪苗代湖環境保全推進連絡会を中心に、市民ボランティアや民間団体等の参加をいただきながら、湖岸清掃や砂浜清掃等を継続して実施するとともに、水環境保全フォーラム、写真コンテスト、子ども交流会の開催、広報紙「湖美来通信」の発行、猪苗代湖環境保全イベントの実施などにより環境保全意識の高揚と活動への参加を呼びかけていきます。

また、猪苗代湖の水質向上に向け、生活排水対策として、農業集落排水処理施設の整備や、窒素・りん除去型浄化槽の設置について、庁内で連携し促進を図るとともに、家庭から水質悪化につながる物を排出しないようにすることなどを、出前講座等により啓発していきます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　野生生物生息環境保全事業／環境生活課／10 万円
②　猪苗代湖環境保全推進事業／環境生活課／156 万円

【部局間連携】

①　工事や除草等を行う農林課やまちづくり整備課などの所属と、絶滅危惧種をはじめとした希少な野生生物の生息地等の情報を共有し、生息環境の保全を図ります。
②　再生可能エネルギー事業に伴う開発については、自然環境や生活環境を保全できるよう、関係各課や関係機関等と連携して、事業者との協議、あるいは助言・指導を行います。
③　猪苗代湖水環境保全関係課長会議により、取組の進捗確認と関係各課との連携強化を図ります。
④　下水道施設課と連携し、環境保全意識を高めていくことにより、農業集落排水処理施設や、高度処理浄化槽の推進を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　野生生物の生息状況調査について、野生生物等に関連する各種団体や学校等と連携し、調査方法について検討します。
②　猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会等における清掃活動等では、市民ボランティアの参加を呼びかけ、猪苗代湖の環境保全に努めていきます。

重点方針No.5	政策分野23	自然環境・生活環境	施策２	快適な生活環境の保全
	重点方針 －施策の方向性－	良好な環境の中で快適に生活ができるよう、市民の参画のもと公害防止と生活環境の保全、まちの美化を推進します。		

【重点的取組】

①　公害の未然防止に向けた各種環境調査等の実施

騒音や悪臭、地下水の水質等の調査を継続的に実施するとともに、事業所等への周知やパトロールにより、公害の発生を未然に防止します。また、環境放射線調査の結果を公表することで、市民の皆様の不安払拭に努めます。

②　都市型・生活型公害対策の推進

野焼きや近隣騒音、生活排水による河川の汚濁等、生活様式の変化等により増加した都市型・生活型公害については、個人や事業者が発生源にも被害者にもなる可能性があることから、環境に配慮した生活を心がけるよう啓発を行います。

③　市街地における鳥害対策の実施

カラスやムクドリ等の鳥害に苦慮する町内会や市民団体等に対して、追払いのための物品貸し出しや職員派遣のサポートを行います。

また、習性を踏まえた効果的な追い払いの方法等について、ホームページや市政だよりなどで周知していくとともに、会津大学等と連携し、鳥害の発生予測手法を含め、より効果的で新たな追払いの方法等について調査・研究を行っていきます。

④　ポイ捨てや不法投棄対策等のまちの美化推進

各地区の環境美化推進協議会や生活環境保全推進員、不法投棄監視員と連携した清掃美化活動や見回り、市民への啓発などを通して、犬ふんや自転車の放置、ポイ捨て、不法投棄のない快適な生活環境づくりに取り組みます。

また、町内会による衛生的で機能的なごみステーションの整備・改修への支援を通して、カラスや猫による被害や飛散がない衛生的なごみの集積環境づくりを推進します。特に、ごみステーションを常設できない地域での折り畳み式ごみステーションの普及に取り組みます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　生活環境対策事業／環境生活課／388万円
②　ごみステーション美化事業補助金／廃棄物対策課／200万円

【部局間連携】

①　大気汚染の注意報や水質事故等の発生時には、県、消防本部の他、関係施設を所管する各所属などと連携し、必要に応じて市民に注意喚起の広報を行うほか、影響拡大防止の措置を行います。

また、環境調査等についても、飲用地下水を所管する健康増進課や上水道を所管する上水道施設課、廃棄物処理を行う廃棄物対策課などから情報を集め、市の環境の状況を整理し、「会津若松市の環境」にまとめ、ホームページ等で情報提供します。

②　公共施設における鳥害について、施設管理所属への物品貸し出しや職員派遣等のサポートを行います。

【市民協働・官民連携等】

①　市街地における鳥害対策については、追い払いのための物品貸し出しや職員派遣のサポートを行うほか、習性を踏まえた効果的な追い払いの方法等について整理し、ホームページや市政だよりなどで周知しながら、町内会等と連携して対応していきます。また、会津大学等と連携し、新たな追払いの方法等について調査・研究をしていきます。

②　各地区の環境美化推進協議会への支援を通して、協議会を構成する町内会をはじめとする地域の各種団体と連携し、清掃活動、ごみの分別と減量、花いっぱいなどの環境美化に取り組みます。

また、生活環境保全推進員の協力による地域の巡回を通じて、犬ふん・自転車の放置、ポイ捨て、野焼きを行わないマナー意識の向上に連携して取り組みます。

さらに、不法投棄対策について、市と不法投棄監視員が連携してパトロールすることで、不法投棄の早期発見と解決を図り、未然防止へと繋げていきます。

重点方針No.6	政策分野25	生活・安全	施策１	交通・防犯体制の充実
	重点方針 －施策の方向性－	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。		

【重点的取組】

①　交通安全対策の推進

「第１１次会津若松市交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等との連携のもと、児童・生徒、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や「高齢者を交通事故から守る日（偶数月15日）」における啓発活動、自転車・自動車利用者への啓発活動等の実施により、市民への交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図ります。

交通教育専門員を交通安全教室に派遣し、交通安全思想の普及を図るとともに、立しょう活動等を通じて、児童・生徒等の安全を守り交通事故防止に努めます。

特に、信号機のない横断歩道における「歩行者優先等の徹底」の周知及び「手上げ横断」の推進や「会津ナンバーマナーアップ五か条」を活用した効果的な交通安全対策に取り組みます。

さらには、改正道路交通法の施行により、令和５年４月１日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、ホームページや市政だより等の広報媒体の活用及び啓発活動等の実施により、ヘルメット着用による交通事故被害の軽減に努めます。

②　防犯対策の推進

地域防犯団体等で組織される防犯協会連合会の活動を、負担金の交付等により支援するとともに、警察や関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施及びホームページや市政だより等を活用して防犯対策の周知を図ります。

さらに、自転車の盗難防止対策として、自転車マナーアップ街頭指導等の際に、チラシの配布や呼びかけによるツーロック啓発活動を実施します。

また、防犯灯設置補助金により、町内会が設置・管理する防犯灯のＬＥＤ化を支援することで、夜間における犯罪発生の抑制と安全確保を図るとともに、消費電力の削減に努めます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　交通安全対策事業／危機管理課／12万円
②　交通安全推進事業／危機管理課／104万円
③　交通教育専門員事業／危機管理課／520万円
④　防犯灯設置等補助事業／危機管理課／2,369万円

【部局間連携】

①　建設部・教育委員会と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応及び通学路の交通・防犯対策に努めます。
②　建設部、観光商工部と連携し、駅前駐輪場や駅前広場・交差点において、年２回の放置自転車一斉撤去を行い、利便性の向上及び環境美化に努めます。

【市民協働・官民連携等】

①　警察や交通安全協会及び道路管理者と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応及び通学路の交通・防犯対策に努めます。
②　警察や防犯協会と連携し、駅前駐輪場における防犯設備の設置及び巡回強化等による防犯対策に努めます。
③　警察と連携し、市内の大型小売店にて、高齢者を対象とした「交通安全」及び「なりすまし詐欺防止」の街頭啓発を実施します。

重点方針No.7	政策分野25	生活・安全	施策２	市民相談・消費者保護の充実
	重点方針 －施策の方向性－	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。		

【重点的取組】

①　消費者保護の推進

消費者トラブルの未然防止や複雑多様化する相談に的確に対応するため、健康福祉部や警察署とのなりすまし詐欺防止ふくしまネットワークでの情報共有を行うとともに、窓口研修会の開催などにより、相談体制の強化を図っていきます。消費の知識、意識の向上に向けて、消費生活講座や出前講座等を実施することで、市民の皆様の安全で安心な消費活動につなげていきます。併せて、人や社会、環境に配慮した消費行動「エシカル消費」の啓発についても積極的に取り組んでいきます。

また、若年者の契約トラブルや悪質商法の被害防止のための周知を行い、トラブルの防止・相談につなげます。県と連携しながら、学校に対しチラシの配布や出前講座の活用を依頼します。併せて、相談窓口となる消費生活センター及び消費者ホットラインの周知を行い、トラブルの防止・相談につなげます。

特に消費者被害にあいやすいひとり暮らしの高齢者については、高齢福祉課や共生福祉相談員等と連携し、消費生活センターにおいて気軽に相談できる体制を維持していきます。

さらに、消費生活相談員の専門的知識の習得や相手方との交渉力等の向上に努め、対応力のある消費生活相談体制を整えていきます。

②　市民相談体制の充実

毎月開催している弁護士による無料法律相談会については、市民の皆様が専門家に相談できる身近な窓口であるため、司法書士会や行政書士会等関係機関とも連携しながら相談体制の充実に努めるとともに、引き続き周知に努めます。

③　人権が侵害されることのない社会づくり

不当な差別、偏見等の相談については、人権相談の窓口である法務局が無料相談会や電話相談を実施しており、市の広報を活用し周知を行います。また、犯罪被害者等が置かれている状況に理解を深め、犯罪被害者等支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関とも連携を図り、必要な支援を行います。また、令和５年４月から犯罪被害者等見舞金等の支給に取り組み、広く周知を行います。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　消費者保護／環境生活課／719万円
②　市民相談[無料法律相談・一般相談]／環境生活課／66万円
③　犯罪被害者等支援事業／環境生活課／130万円

【部局間連携】

①　地域福祉課などとともに設置している多重債務者対策庁内連絡会議により、多重債務者に関する諸問題について情報共有を図ります。また、庁内の連携によって、債務契約の内容の相談を消費生活センターが行い、さらに、債務整理等に関し無料法律相談会につなぐなどの対応が図られており、対策を引き続き推進します。

②　市民の皆様と接する機会が多い地域福祉課や高齢福祉課など庁内30箇所に、なりすまし詐欺相談窓口を設置しており、相談しやすい環境づくりを推進するとともに、知識や対応力向上を図るための研修会を引き続き開催します。あわせて、庁内の情報集約・共有、警察等との連携による街頭啓発やホームページ等を活用した注意喚起により、被害防止に向けた取組を行います。

③　犯罪被害者の方やそのご家族を支援する窓口、制度内容や見舞金の支給等について、庁内関係課長会議の開催や職員研修を行い、情報共有を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　複雑多様化する相談に適切に対応するため、専門的な各種無料相談会の開催が継続できるよう、司法書士会や行政書士会、また無料法津相談会を開催している社会福祉協議会等との連携を図ります。

②　不当な差別、偏見等の相談については、人権相談の窓口である法務局が実施する無料相談会や電話相談の連絡先を市の広報を活用し、周知を行います。

重点方針No.8	政策分野26	地域防災	施策１	災害に強いまちづくりの推進
	重点方針 －施策の方向性－	地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ICTを活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。		

【重点的取組】

①　防災体制の構築

地域防災計画、水防計画、国民保護計画、国土強靭化地域計画などの各種計画について、国、県の計画変更を踏まえて適宜、補正・修正するなど、的確な防災体制の維持、構築に取り組みます。

市の総合防災訓練や国の阿賀川水防演習の実施により、関係機関と防災や災害時の連携を確認し、対応を強化していきます。

②　自助・共助の促進への取組

地域における自助・共助の促進のために、新たに防災士と連携して地域の防災リーダーの育成に取り組みます。

市の防災対策普及員により、防災にかかる出前講座や地区説明会などを通じて防災知識の普及と防災意識の醸成を図るとともに、町内会等における自助・共助の体制づくりに繋げられるよう、自主防災組織の設立支援を行ってまいります。

発災時に配慮や支援が必要となる高齢者や障がいのある人などの個別避難計画の策定を進めるともに、各地区との対話を通じながら、避難行動支援の実効性を高めてまいります。

ICTを活用した重層的な情報発信サービスの充実を図るとともに、AiCTコンソーシアムと連携した、位置情報を活用したデジタル防災サービスの実装に向け取り組んでまいります。

③　公助に関する取組

避難所となる小中学校や防災倉庫等へ毛布や簡易トイレなどの災害備蓄を計画的に進めます。

また、福祉避難所や避難場所の確保などをはじめとした多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結に取り組むとともに、福祉避難所への直接避難のあり方について検討を進めてまいります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　防災訓練事業／危機管理課／238万円

②　防災対策事業／危機管理課／1,702万円

【部局間連携】

①　各種計画の変更・修正や市総合防災訓練の実施について、全庁的に取り組みます。

②　健康福祉部と連携し、個別避難計画の策定と実効性の向上に取り組みます。

③　企画政策部、健康福祉部と連携し、デジタル防災サービスの実装に向け取り組みます。

④　健康福祉部との連携により福祉避難所の確保に取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

①　出前講座などによる防災意識啓発や自主防災組織の設立支援などを通して、市民や町内会とともに自助、共助の促進に取り組みます。

②　地域包括支援センターが行う防災ミニケア会議等を通じ、町内会、民生・児童委員、共生福祉相談員等との対話により、地域における要配慮者対策の課題解決等に取り組みます。

③　民間事業者・団体等の協力を得ながら、災害時応援協定の締結に取り組むとともに、平時からの情報共有や訓練等を通じ、相互の連携強化を図り、発災時においても相互に即応できる体制づくりに取り組みます。

重点方針No.9	政策分野26	地域防災	施策２	消防力の充実・強化
	重点方針 －施策の方向性－	市民等を火災・自然災害から守るため、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制の維持・強化を図ります。 また、火災発生の予防に努めるとともに、消防団活動や消防施設・設備の充実、消防水利の確保等による消防力の充実・強化を図ります。		

【重点的取組】

①　消防署との連携強化

消防団と消防署とが連携した消火活動等を行うことができるよう林野火災防ぎょ訓練や文化財防ぎょ訓練などを通じて消防体制の連携強化に取り組みます。

②　消防団の機能強化

地域防災力の中核となる消防団が将来にわたりその役割を担うことができるよう、「消防団のあり方に関する検討委員会（構成員：消防団、消防署、消防協力会、市）」報告書に基づき、消防団員の定数について各分団や地区との協議を進めます。

また、準中型自動車免許が必要となる団員に対し、当該免許の取得支援を行うことにより、消防団員の確保と各分団の消防活動の安定的な運営に取り組みます。

③　消防団の消防施設・設備などの充実

消防屯所の修繕や消防ポンプ自動車等の更新、消火栓の新設など、消防施設・設備の整備とともに、消防団の装備の充実に向けて計画的に取り組みます。

④　火災予防活動の充実

消防団による夜間警戒活動や広報活動に加え、消防署や消防協力会などと連携し、ホームページやリーフレット等を通じた住宅用火災警報器の設置促進に取り組みます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　消防団管理運営事業／危機管理課／1億3,914万円
②　消防施設整備事業／危機管理課／8,977万円

【部局間連携】

①　上下水道局と連携し、消火栓の新設・修繕など適切な維持管理と計画的な更新に取り組みます。

【市民協働／官民連携】

①　常備消防の消防施設・設備の老朽化が進む中、整備組合が策定した「第２次消防施設整備計画」に基づく施設更新や統廃合・長寿命化に向けて、本市の公共施設マネジメントのノウハウ等を活かし、「構成市町村」と連携して財政負担に配慮した施設のマネジメントを実施します。
②　福島県消防協会会津若松支部や会津若松市消防協力会と連携し、教育訓練や活動支援による消防団の機能強化に取り組みます。
③　消防協力会や会津若松商工会議所をはじめとする経営者団体と連携し、消防団活動を支援する消防団協力事業所の表示制度や「がんばれ！消防団員」サポート事業等を市内の事業所に対し周知し、消防団活動への理解と団員確保を図ります。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針
No.
10</td><td>政策分野 29</td><td>都市づくり</td><td>施策１</td><td colspan="2">都市基盤の整備と土地の適正利用の促進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　分かりやすい住居表示の推進
　令和６年度実施予定の第 26 次住居表示整備に向け、調査委託、予定区域（門田町大字飯寺地区等　約 0.70㎢）にある町内会との協議、新町名にかかる地元アンケート等を実施し、実施区域及び新町名を定めます。

これまでの取組
・第 25 次　令和 2 年 10 月 19 日　実施（飯寺北一・二・三丁目）
・第 26 次　令和 4 年 10 月 14 日　地元町内会より要望書提出</td><td colspan="2">【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）
①　住居表示整備事業／市民課／1,020 万円

【部局間連携】
①　多数の市民の住所が変更となることから、整備スケジュールの周知や庁内業務への影響等を調査し、庁内の各業務や市民生活に支障が生じることが無いよう連携を図りながら事業を進めます。

【市民協働／官民連携】
①　新町名等については、町内会を通じてアンケートを実施するなど、その意見を考慮したうえで定めます。
　また、法務局や郵便局等の関係機関と事前に十分な協議と調整を行い、市民生活に支障が生じることが無いよう事業を進めます。</td></tr>
</table>

重点方針No.11	政策分野33	住宅・住環境	施策１	空家等対策の推進
	重点方針 －施策の方向性－	第２期空家対策計画に基づき、防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生の未然防止に取り組みます。		

【重点的取組】

① **空家等対策の推進**

〇適正な管理の推進

第２期空家等対策計画に基づき、関係団体や区長等との連携のもと、適正に管理されていない空家の状況把握に努め、相談・調査、所有者等への改善依頼など、空家等の適正な管理に取り組みます。

〇発生抑制対策

所有者等に対し、空家の未然防止に関する啓発や各種相談窓口に関するチラシによる広報、民間団体等が開催する高齢者等を対象とした終活期におけるセミナー等に合わせた周知啓発、金融機関と連携したリバースモーゲージや家族信託等の制度の周知などによる、空家の未然発生防止の取組を推進します。

〇利活用対策

空家等所有者の個別意向に応じた情報提供や利活用の働きかけを進めるとともに、不動産業界等と連携した流通・利用を促進します。

また、利活用対策において、解体撤去補助金の新設と改修支援補助金の拡充を行うことで、空家解消の取組を強化します。

〇特定空家及び所有者不存在の対応について

周辺に著しい影響を及ぼしている空家等について、空家特措法に基づく特定空家に指定し、同法に基づく段階的な行政処分を行うとともに、町内会等と対応策を協議・検討してまいります。

また、所有者不存在の空家については、空家特措法の改正をふまえながら、財産管理人選任申立の制度の活用や、略式代執行等、具体的な手段について検討を進めてまいります。

〇危険空家等の応急対策について

危険空家等の応急対策について、条例の整備を含めた応急措置制度の構築に向けて検討していきます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

① 空家対策事業／危機管理課／1,406万円

【部局間連携】

① 企画政策部（地域づくり課）と連携し、子育て世代等の移住促進と合わせた空家等の解消に取り組みます。

② 建設部と連携し、危険空家等の応急措置に対応してまいります。

③ 財務部と連携し、所有者不存在の空家等について、その解消に向けて相続財産管理人制度の活用について検討してまいります。

【市民協働・官民連携等】

① 区長会や警察、消防、県関係機関、建築・不動産関係者等から構成される空家等対策協議会において、特定空家の認定や危険空家等の応急措置制度など、空家対策に係る情報の共有と専門的知見からの意見聴取を行い、空家等の解消に向けた各種対策を推進してまいります。

② 町内会と連携し、空家等の実態把握や、所有者等への適正管理に向けた意識啓発を継続して取り組みます。

重点方針No.12	政策分野36	地域自治・コミュニティ	施策１	地域コミュニティへの支援
	重点方針 －施策の方向性－	地域コミュニティ活動を活発にするため、市民の地域コミュニティ活動への参加意識を醸成し、自治による自主自立のまちづくりを進めます。また、町内会をはじめとした地域の団体の活動の活性化及び組織力の強化を支援していきます。		

【重点的取組】

①　区長会や関係団体との連携強化

区長会と連携し、地域コミュニティの基礎である町内会の活動の促進に向けて、区長会が実施する町内会一斉清掃などの区長会活動・事業の運営を継続して支援していきます。

また、町内会の加入促進に向け、県宅地建物取引業協会会津若松支部に転入者等への町内会加入案内チラシを配布いただくなど、連携・協力していきます。

また、町内会交付金については、町内会に交付され町内会の様々な活動に活用されていることからも、交付金の受領は町内会が管理する公的口座とするよう、区長会の協力を得ながら、町内会に働きかけていきます。

市が区長に依頼している各種事項を把握し、区長の事務負担軽減に繋がる方策を検討します。

加えて、市民の皆様自らが住みよいまちづくりを行う意識醸成につながる役割を持つ「市民憲章」に対する市民の理解を深めるため、市民憲章推進委員会とともに、啓発運動や事業に取組みます。また事業内容について検討し、環境に配慮した事業を進めていきます。

②　コミュニティ活動拠点の活用促進

コミュニティセンターの機能を適切に維持していくため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の改修等に努めます。さらに、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の取組を推進するため、コミュニティセンターの照明のＬＥＤ化に向けて、指定管理者と協議し、整備計画の作成を行います。

また、地域コミュニティの育成、発展及び活性化に係る事業の企画・実施等により、コミュニティセンターが地域活動の拠点としてより多くの地域の方々に利用していただけるよう、事業の実現にむけ、指定管理者と意見交換を行いながら地域の活性化につなげていきます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　町内会活動事業／環境生活課／4,347万円
②　区長会補助事業／環境生活課／　651万円
③　市民憲章推進事業／環境生活課／　84万円
④　コミュニティセンター運営事業／環境生活課／5,600万円

【部局間連携】

①　町内会活動の支援の一つとして、町内会活動に関連する市の事業等の情報を取りまとめた冊子「町内会活動ガイドブック」を作成し、区長等に送付し、情報提供を行っています。さらに、町内会からの各種補助制度等についての相談や問い合わせに対して、円滑に対応できるよう、関係部局、各支所、市民センターと連携し、情報共有を図ります。

②　地域づくり課などの関係部局と連携し、コミュニティセンターを核とした地域コミュニティの育成、発展及び活性化につながる施設のあり方について意見交換を行い、検討していきます。

【市民協働・官民連携等】

①　町内会活動の活性化に結びつけるため、区長会、県宅地建物取引業協会会津若松支部及び市が連携・協力し、町内会への加入促進を図る取組を継続します。

②　市民憲章に対する市民の皆様の理解と関心を高めるため、市民憲章推進委員会が主催する清掃活動や花いっぱい運動などの事業を、建設部等、関係部局の協力を得ながら実施し、市民憲章の理念である市民の皆様自らがまちづくりに取り組む意識の醸成を図ります。

③　コミュニティセンターが地域のコミュニティ活動の拠点として活発に利用されるよう、指定管理者や地域、コミュニティセンター連絡協議会と情報交換を行いながら取り組むことで、地域コミュニティの発展や活性化につなげていきます。

重点方針No.13	政策分野41	行政運営	施策３	行政サービスの最適化と利便性向上
	重点方針 －施策の方向性－	行政事務にＩＣＴの有効活用を図るとともに、事務の透明性を確保しながら、行政サービスの最適化を目指します。また、窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ＩＣＴの利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。		

【重点的取組】

①　行政サービスのデジタル化の推進等

〇　令和６年秋に、マイナンバーカード（以下、カード）と健康保険証の一体化が予定されていることから、カードの安全性や利便性を周知しながら、新たに導入した窓口予約システムも活用し、窓口での交付申請の支援を継続していくとともに、出張申請サービス等にも取組み、カードのさらなる交付率向上に努めます。

　また、タブレット等での受付による書かない窓口やインターネットを利用したオンライン転出など、窓口サービスのデジタル化を進めていきます。

〇　国の「戸籍情報連携システム」から提供される戸籍データを利用し、本籍地以外の市町村での戸籍謄抄本の発行が可能になるなどの新たな戸籍事務の運用や、戸籍への振り仮名記載の法制化に伴う対応を順次進めていきます。

②　各種手続きにおける利便性・快適性の向上

　コンビニでの各種証明書等の交付（自動交付サービス事業）や、市役所窓口における「タッチパネル端末による受付」・「タブレット端末による申請書記載不要の受付」（簡単ゆびナビ窓口事業）、繁忙期（３～４月）の休日開庁・窓口時間延長などを継続し、市民課窓口業務の更なる利便性向上を目指します。

③　斎場の長寿命化と整備に向けた取り組み

　斎場火葬炉設備長寿命化方針に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策と、火葬・収骨業務のアウトソーシングによって、引き続き安定的な施設運営と市民サービスの提供に努めます。

　老朽化が進む斎場の整備に向け、関係課長会議等の庁内協議を通じて、スケジュールや候補地、手法等について検討を進めます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　マイナンバーカード交付事業／市民課／6,613万円
②　自動交付サービス事業／市民課／1,210万円
③　簡単ゆびナビ窓口事業／市民課／　901万円
④　戸籍事務費／市民課／2,212万円
⑤　斎場運営費／市民課／7,612万円

【部局間連携】

①　市民の利便性向上のため、支所・市民センター、健康福祉部等と連携を図っていきます。
②　斎場整備について、関係部署と連携を図りながら検討を進めます。

【市民協働／官民連携】